

# 資料12

## 水源林造成事業の 評価単位の見直し

# 水源林造成事業の評価単位の見直し

水源林造成事業の事業評価における評価において、評価水準向上の観点から、評価の実施単位について改善手法を検討

項目	農林水産省政策評価基本計画における規定	現状	課題事項	検討方向
実施単位	<p>事業の実施地区ごとに評価 ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれ効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それら効果等について当該他の事業と一体的に評価</p>	<p>事業地の箇所数(契約数)が膨大なため、次の実施単位で評価 ① 全事業地を整備局毎に6区分 ② 各局管内の同一林齢の事業箇所(平均60契約)を1実施単位として設定</p>	<p>次の理由から、実施単位を見直しを検討 ① 1単位の対象面積が広大(例えば北海道・東北で一本)で、事業地の地域的特性が反映困難 ② 様々な林齢の森林で構成される水源林全体で下流に対する事業効果を発揮する事業の特性が反映困難</p>	<p>実施単位を次のように変更 ① 空間的には、全事業地を森林法上の森林計画区(全国158流域)に区分 [別紙で他案と比較] ② 時間的には、①の区域内の森林を施業内容が大きく異なる若齢林(25年生以下)と壮齢林(26年生以降)に2分して1実施単位に設定</p>
実施時期	<p>対象となる事業が10年を超えて継続する場合、原則として、直前に評価を実施した年度から起算して5年ごとに実施</p>	<p>契約年から10年を超えた時点から5年毎に実施</p>	<p>実施単位の見直しに伴い評価件数が増える場合、本事業の長期性を考慮すれば、評価の質を維持する観点から実施時期(間隔)を見直す</p>	<p>実施単位の見直しに伴い、「実施時期を契約年から10年を超えた時点から10年ごとに実施」に変更</p>

# 実施単位の検討比較表

評価の区域単位		実施単位		評価件数 (実施単位毎 の契約数)	メリット	デメリット	備考
現行	条件1	条件2					
森林農地整備センター整備局	全事業地(約19000件の契約)を対象に、5年毎の同一年契約を6整備局単位で一括して一枚の評価シートを作成			48(63)	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで実施した評価結果と比較検討が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施単位の範囲が広大で地域的特徴等を反映困難</li> <li>評価件数が多く、丁寧な評価が困難</li> </ul>	
改正案							
森林農地整備センター整備局				7(217)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施事務所毎の評価が可能</li> <li>評価件数が減少し、丁寧な評価が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施単位の範囲が広大で地域的特徴等を反映困難</li> <li>実施単位の含まれる事業地数(契約数)が過大</li> </ul>	
				9(169)	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位は事業と親和性が高い</li> <li>評価件数が減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施単位の範囲が広大で地域的特徴等を反映困難</li> <li>実施単位の含まれる事業地数(契約数)が過大</li> </ul>	
流域	10年以内で全事業地を一巡することを念頭に、全国の整備事務所、各流域、行政区域の単位の契約を一括して実施単位とする		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容が大きく異なる若齢林(25年生以下)と壮齢林(26年生以降)に2分</li> </ul>	32(48)	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位は事業と親和性が高い</li> <li>区域の細分化で地理的特徴を反映可能</li> <li>国有林(造林)で行う実施単位と統一できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価件数が比較的多い</li> </ul>	①
				44(35)	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域単位は事業と親和性が高い</li> <li>区域の細分化で地理的特徴を反映可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠となる法制度が既に失効している</li> <li>評価件数が多く、丁寧な評価が困難</li> </ul>	
行政区域				18(169)	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価件数が減少し、丁寧な評価が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政区域は事業との親和性が低い</li> <li>実施単位の広大で地域的特徴等を反映困難</li> </ul>	②

